

平成 2 9 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(3 月 定 例 会 議 事 録)

平成30年 3月12日(月) 13時30分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 9 名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 (7 名)

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	杉井 主事
流郷 主査	小椋 主任	安藤 主査	

議 事

議案第 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 8 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 8 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 8 5 号 非農地証明願承認について

議案第 8 6 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 8 7 号 農用地利用集積計画の承認について

報告第 1 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(13:30~)

事務局 長

只今から、平成30年3月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名全員のご出席を頂いておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。

日笠 会 長

はい。皆さんご苦勞様でございます。寒かったけど、だんだん暖かくなって、忙しくなりますが、まあ気を付けてしてください。座らせてもらいます。それでは議事に入る前に議事録署名人を私の方から指名させていただきます。19番大塚委員さん、3番池田委員さん、宜しくお願ひします。今日またお願ひしとかんといけんのは、議事が終わりましたら、色々とお伺いせんといけん事がありますので、宜しく頼みます。それでは議事に入ります。議案第82号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。

事務局（津山）

失礼します。

議案第82号の説明を致します。今回、津山地区から3件、加茂地区から1件、阿波地区から1件、久米地区から1件、計6件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、1-1についてですが、岡山市の86歳の男性から、上高倉の78歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、押入の74歳の男性から、押入の40歳公務員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、山北の71歳の女性から、岡山市の63歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて、加茂。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区分について説明を致します。2-1についてですが、加茂町桑原の90歳無職の女性から、加茂町桑原の67歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。加茂地区からの説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて、阿波。

事務局（阿波）

続きまして、阿波地区について議案書を元に説明を致します。3-1についてですが、岡山市の68歳男性から、阿波の67歳、会社員男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。阿波地区からの説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて、久米。

事務局（久米）

続きまして、久米地区について議案書を元に説明を致します。5-1についてですが、大手町の34歳弁護士、相続財産管理人の女性から、桑上の64歳、会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をする事が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。議案第82号の説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは地元委員の説明をお願いします。

高山 委員	15番高山です。1-1について説明致します。受人の■■■さんはですね、問題のある件は全て解決されまして、現状問題はありません。
日笠 会長	はい、ありがとうございました。では1-2。
小島 委員	8番小島です。1-2なんですけど、本人は一生懸命される方です。宜しくお願いします。
日笠 会長	はい、ありがとうございました。では次。
長森 委員	14番長森でございます。1-3についてご説明申し上げます。この方受人さんは岡山市でございますけど、皆様ご記憶に新しいと思いますけど、1月にも1件出てございまして、今回出ておりますのは同じ■■■さんなんでございますけど、この方は既に利用権を設定されておまして、それを今度3条でされるという事でございまして、受人の方でございますけど、現在も本気で空き家を一生懸命探しておられまして、特別問題はないと思います。宜しくお願いします。
日笠 会長	はい、ありがとうございました。次、加茂。
竹内 委員	竹内です。2-1ですけど、受人は本気で農業されておられます。問題ないと思います。
日笠 会長	はい、ありがとうございました。次。
山下 委員	11番山下です。事務局から報告があったように、問題ありません。以上です。
日笠 会長	はい、ありがとうございました。次。
太田 会長代理	太田です。5-1について、■■■氏から直接聞いておりますけど、田んぼが増えても近くにお姉さんが、鏡野ですけどいらっしゃるんで、一緒に農業やっていくと聞いてますんで、問題ないと思います。
日笠 会長	はい、ありがとうございます。今議案82号に対して、事務局並びに地元委員の意見がありました。なにかある方いますか。ありませんか。
*	ありません。
日笠 会長	それでは、賛成の方は挙手でお願いします。
*	《 多数、挙手 》
日笠 会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。議案第83号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	それでは、議案第83号の説明を致します。今回、津山地区から2件、久米地区から1件の計3件の申請です。議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・院庄の宅地、281㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、院庄にお住まいの66歳無職の男性です。自宅に隣接する申請地に倉庫と露天駐車場を整備していたものです。転用にあたり、境界部分については、石垣及びコンクリートで固め、水路を設け、雨水排水については、新設する水路から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状である事を確認しています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、1-2番・山方の畑、1,343㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、山方にお住まいの農業を営む75歳の男性です。体調を崩して耕作出来なくなった申請地を太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に簡易水路を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。立岩池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとの事から、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考

事務局（久米）

えます。津山地区分の説明は以上です。

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明致します。

5-1番・久米川南の雑種地、95㎡、追認案件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であり、第1種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、岡山市にお住まいの65歳自営業の男性です。町内のゴミ収集所に隣接する申請地を、ゴミ収集車や近隣住民の駐車場として利用していたものです。転用にあたり、境界部分については砂利で舗装し、雨水については、自然浸透させ、余剰分については、既存の排水溝を経由して水路に流すなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。谷尻町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないとの事から、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第83号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。それでは、1-1について僕の方から説明させていただきます。9日に僕と推進委員さん2人と現地を見ました。これはもうどうしようもないんだろなあいう事で、よろしかろうという事になっております。宜しくお願いします。

長森委員

はい、では次、14番長森でございます。事務局の説明通りで、特に問題点もないと考えております。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、次久米。

植本委員

はい、16番植本です。これも推進委員さんと現地を確認致しました。事務局の説明の通りで、ゴミステーションの駐車場という事で、これで使うという事で問題ないんじゃないかと思えます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。83号に対して、事務局並びに地元の委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

日笠会長

ありません。

よろしいか。

*

日笠会長

はい。

賛成の方は挙手お願いします。

*
日笠会長

《 多数、挙手 》

日笠会長

では、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第84号の農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局お願いします。

事務局（津山）

議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。4ページ、1-2につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-2が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

改めまして、議案第84号の説明を致します。今回、津山地区から所有権移転6件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、加茂地区から使用貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定2件の計11件の申請です。

議案書のページは、4ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・綾部の畑、31㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、居宅への進入路です。転用事業者は、近長にお住まいの31歳会社員の男性です。申請地に隣接する宅地を譲り受け、居宅を建築する事となりましたが、進入路が狭く接道が出来なかったため、当該地を進入路として転用するものです。転用にあたり、境界部分については上土を除去し、碎石を敷くため、農地より一段低くなり、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画と

なっています。綾部西町内会から排水承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・押入の田、440 m²、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、河辺にお住いの33歳会社員の男性です。現在、アパートに居住していますが、将来の事を考え、父親が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。続きまして、1-4番・二宮の雑種地48 m²所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、二宮にお住まいの77歳自営業の男性です。隣接する自宅への進入路が狭く、被害防除する事なく進入路として利用していたものです。転用にあたり、境界部分にはブロックを積み、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・神戸の件についてです。この件につきましては、1月の定例会で審議され、過去に許可を受けた転用事業が計画どおり実施されていない事から、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないとされ、不許可意見とされていたものですが、不許可指令の決裁以前に取下げ書が提出されたため、最終的には不許可とはなっておりません。なお、1月の定例会において、「信用」について、最低限として基礎工事の完了が条件との議論がなされており、この度、実施されていなかった建売住宅の残りの1棟について、基礎工事が完成したとして、改めて申請されたもので、3月6日の現地調査において、基礎工事が完了し、棟上げが行われていた事を確認しております。なお、1月定例会での基礎工事完了が条件との議論については、あくまで議論であり、決定とはなっておりません。それでは、改めまして、1-5番・神戸の田、1,328 m²、所有権移転の件について説明します。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は東一宮に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、溜桝を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・神戸の田、1,919 m²、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸店舗用地で、施設の概要は、全高3.8m程度の店舗1棟及び露天駐車場です。申請地の近隣のコンビニエンスストアが、店舗敷地の拡張を考え移転先を探しており、当該地に新店舗を建築し貸し付ける事で話がまとまったため、転用するものです。転用事業者は岡山市に本店を置く資本金の額9,000万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、

雨水排水については、申請地内に排水路及び沈殿升を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を通じて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と借地権設定のための覚書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・河辺の畑、319 m²、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、河辺にお住いの35歳薬剤師の女性です。現在、両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、自宅近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、新設する排水路から既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の田、899 m²、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額1,800万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東一宮の田、1,944.29 m²、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地7区画及び進入路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿升を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございます。続いて加茂。

2-1番・加茂町塔中の宅地207 m²、使用貸借権設定の追認案件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用事業者は、加茂町塔中にお住まいの71歳運送業の男性です。申請地を、隣接する自宅兼事務所自身が経営する運送会社の露天駐車場及び進入路として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁が設置されており、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状である事を確認しています。加茂町塔中町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。続いて久米。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明を致します。5-1番・坪井下の田、213㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、神戸にお住まいの37歳会社員の男性です。現在アパートに居住しておりますが、将来の事を考え実家近くの申請地を父親から借り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、隣接地境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併処理槽に接続し既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。辻屋町内会から、排水承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・宮部上の畑、329㎡使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、神戸にお住まいの31歳会社員の男性です。現在、アパートに居住しておりますが、将来の事を考え実家近くの申請地を父親から借り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、隣接地境界部分には、すり付け勾配を施し、雨水は敷地内に勾配をつけて既存水路に流し、生活雑排水については、合併処理槽に接続し既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮部上町内会から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第84号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたけど、次に地元委員さんの意見をお願いします。

高山委員

はい、15番高山です。1-1について説明致します。3月6日に推進委員さんと一緒に現地調査をしまして、渡人の■■■さんにも立ち会って頂きました。問題はございませんでした。以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございます。次。

小島委員

はい、8番小島です。3月8日の日に推進委員さんと現地確認に行きました。問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、9日に推進委員さん2人と僕と現地を見ましたが、進入路じゃけんこれはもう仕方がないのかなという事で帰りました。宜しくお願いします。

それから続いて1-5、これに対しても先月基礎が出来たらんという事で不許可にしましたが、僕も昨日午後2時頃に行ってみました。そしたら建てて棟上げが出来ております。これは仕方がないんじゃないかと思えます。宜しくお願いします。写真も回さんでえかる。昨日行きました。宜しくお願いします。

次1-6、これは国道の181号線の拡幅工事で、院庄にローソンがあります。それがちょっと東に移動すると、駐車場のうなるという事ではないと思いません。宜しくお願いします。

はい、次1-7。

井家上委員

はい、4番井家上です。4月に推進委員さんと見て参りました。間違いないと思えます。集落に接続もされておりますし、田んぼの方にも悪影響はないと思えます。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございます。続いて5番は誰かな。

長森委員

はい、14番長森でございます。1-8の説明を致します。先だって推進委員さんと現地を見て参りました。特段問題ないと思えます。

同じく1-9に関して、この件に関しましても同様に問題ありませんので、宜し

くお願いします。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。2-1。

山下委員長 はい、11番山下です。2-1ですけど、問題ないと思います。

日笠会長 ほんなら5-1か。

植本委員長 はい、16番植本です。5-1につきましては6日に推進委員の人と現地を確認しました。問題ございませんでした。

5-2につきましては8日の日に推進委員さんと事務局と現地を確認致しました。問題ございませんでした。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第84号に対して事務局並びに地元の委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

小串委員長 これは確約書は出さないんですね。

日笠会長 そういったもとは違うんじゃない、確約書はない。

小串委員長 今回は取らないんですね。

日笠会長 いや、家がもう建つとりましょう。

小串委員長 今度はちゃんとしますというのは。前の時取ったんでしょ。

日笠会長 それは後から聞こう思よんじゃないけど、確約書を取ってもらった。その分じゃないの確約書というのは。

太田会長代理 今回取るか、取らんかい。

小串委員長 前回の事があるんで、別の業者さんの場合は確約書取って、こちらの業者さんの場合は確約書取らないっていうのは、不公平感がありませんか。こっちの■■■さん取るのかどうか。写真を皆さんご覧になるのかどうか。

日笠会長 この写真を見てください。それが先月8日だと思います。その時はまだ基礎も出来とりませんでした。昨日見に行ってみたら家が建つとるから。

事務局 会長、一応大きい写真もあるので、見てもらったら。

太田会長代理 この件は27年のかな。前の方のは平成23年で、今回はその期間がおおよそ2年余りで、3年で着工が出来たという事で、22年だったらもう7年も8年もまだ出来てなかったという事で、必要なら取ったらいいと思いますけど。

小串委員長 いや、取る取らないで理由があるならいいです。じゃあ前の方が7年と長いと。今回は27年からでそれに比べたら短いから、確約書を取るほどの事はないだろうという理由があるのであれば、それはそれで構いません。写真見せてもらってちゃんと建ってますよね。

日笠会長 僕も建つとるから確約書は、ここまで建って止める事はないと思って。

小串委員長 今回の件について取るか、取らないかですよね。

日笠会長 よろしいか。

小串委員長 結構です。

日笠会長 皆さんよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

* << 多数、挙手 >>

日笠会長 ありがとうございました。

事務局(津山) 議案第85号について上程します。

事務局(津山) 今回申請のありました、8ページ、議案第85号、1-1事業計画変更につきましては、取下げられましたので議案の削除をお願いします。繰り返します、議案第85号、1-1が取下げられましたので議案自体の削除をお願いします。

日笠会長 ほなそういう事で、これは取下げですので。

* << 大塚委員退室 >>

日笠会長 議案第86号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。

事務局(津山) すみません、失礼致します。議案第86号について補足がありましたので、訂正をお願い致します。12ページ4-3の利用状況の欄ですが、「1208-3：宅地」となっておりますが、正しくは「1208-1：宅地」となりますので、訂正をお願いします。

す。繰り返します。12ページ4-3の利用状況の欄ですが、「1208-3：宅地」となっておりますが、正しくは「1208-1：宅地」となりますので、訂正をお願いします。

日 笠 会 長
大 山 委 員
よろしいか。ではそういう事で、1-1からお願いします。
では、9ページの1-1についてご説明します。住所は靛保であります。大篠と高倉、靛保のちょうど境くらいのところにありますが、ここにも書いてありますように、平成6年頃に田んぼへの進入路としてコンクリ舗装などしたという事で致仕方ないと思っています。

日 笠 会 長
小 島 委 員
はい、ありがとうございます。次。
はい、6番小島です。1-2は、道路を修理した時に水路との間に入っとるいう事で、仕方ないないいう事で、非農地を宜しくお願いします。
1-3ですけど、これはもう倉庫建っとったところで、もう何年も経ってるんで仕方ないなと思うので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員
はい、これも院庄のぼたん寺の南なんですけど、もう家が建って10年とかなってます。家をめげいうわけにもいかないので、仕方がないなと思います。宜しくお願いします。
1-5番の河辺のところなんですけど、3.2㎡というような狭いところで畑ではありますけれども、倉庫を建てて利用してしまっておられるようです。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
池 田 委 員
はい、次。
はい、3番池田です。この間推進委員とも、2回も3回も見たんですが、建ってからどうも40年くらい経ってるらしいです、家は。通路やなんかあるんですが、どうしようもないと思いました。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
長 森 委 員
はい、次。
はい、14番長森でございます。1-7について説明致します。場所は山方でございます。こもです、畑になっとったんですけど今は庭の一部になっとりまして、本人さんは原野だと言われるんですけど、庭になったり一部雑草とか生えとるんですけど、いずれにしましてもどうにもならないという事で、宜しくお願いします。

日 笠 会 長
山 下 委 員
はい、ありがとうございます。ほんでは加茂。
はい、11番山下です。この土地は進入路のはずだったんですけど、庭木が植わっとる状態はどうしようもないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
尾 島 委 員
はい、次。
はい、7番尾島です。4-1について説明させていただきます。これは広戸風の防風林として使われとるようでございます、やむを得ないなと思いますので、宜しくお願いします。

松 尾 委 員
尾 島 委 員
はい、4-2について、松尾です。この件も前からこうなっているので仕方ないと思います。宜しくお願いします。
7番尾島です。4-3について説明させていただきます。車庫と息子さんの居宅を建てられとるのでやむを得ないかなと思います。宜しくお願いします。
4-4ですけども、農業倉庫及び庭として使われておりますのでやむを得ないかなと思いますので、宜しくお願いします。
それから4-5ですけども、農業用倉庫等々が建っておったり、進入路として使われとったりしますので、これもやむを得ないと思いますので、宜しく申し上げます。

松 尾 委 員
はい、4-6、松尾が説明致します。この件も親父さんの頃から家が建って後ろと前に倉庫として使われてるようなので仕方がないと思います。
次に4-7なんですけど、これもだいたい前から倉庫が建ったとこの進入路として使われとるみたいな感じで、これも致しかたないと思うので、宜しく申し上げます。

す。

日 笠 会 長 はい、では久米。

植 本 委 員 はい、16番植本でございます。5-1につきましては、■■■■氏のところでござい
ますけれども、農業倉庫という事で皆さんご審議宜しく願います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今86号に対して筆頭者の方の説明がありまし
たが、皆さん何かありますか。よろしいか。

* よろしい。

日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

* < 大塚委員入室 >

日 笠 会 長 議案第87号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判
断について上程します。

まず私から福田の件ですが、岡山から津山に来る道路の改修のある所です。福田
の山ん中ですけど、田んぼに桜を植えて、桜の木が大きくなってしもうてもうしよ
うがないんじゃないな思っ証明しました。宜しく願います。

以上87号ですが、よろしいか。

* よろしい。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。ほなそのように。

次、議案第88号、農用地利用集積計画の承認について、事務局宜しく願いま
す。

事 務 局 はい、議案の説明の前に、お手元にお配りしております、農用地利用集積計画の
承認について集計表をご覧ください。各地域の面積がわかるようにしてほしいとの
意見があり、表を作ってみました。こちらのようなのが必要なのかどうか、必要
ならこの形式で良いのか教えて頂けたらと思います。

それでは、議案第88号 農用地利用集積計画の承認について、説明致します。
議案書のページは、16ページから32ページです。今回の利用権設定は、貸借に
よるものが津山地区16件、加茂地区4件、阿波地区2件、勝北地区21件、久米
地区7件の計50件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第88号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。ここでまとめた方が、地区でどのくらい出よう
んかわかん言われるんで、別のを用意してもらいました。中の内容は皆さん議案
送っとるんで見てもらっとると思いますが、地区ごとの集計をこのようにさせて
もらったんでよろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。

そういう事で承認とります。挙手お願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

はい、では議案89号の農地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取
得）について上程します。

事 務 局 はい、議案の説明の前に、議案の訂正をお願いします。33ページから36ペー
ジの上にあります、議案第89号基盤強化促進法となっておりますが、正しくは、
農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）ですので、訂正をお
願ひ致します。目次の方に書いてありますので、そちらをご覧ください。議案第8
9号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）に訂正をお願ひ
致します。

それでは、議案第89号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権

の取得)を説明致します。議案書のページは、33ページから36ページです。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、36ページの一番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。

今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区1件、加茂地区1件、勝北地区16件の計18件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第89号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。これは利用権ですけん中間管理事業なので承認させていただこうと思いますが、どうですか。よろしいか。

* よろしい。

日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。

議案第90号下限面積の設定について上程します。

事 務 局 はい、失礼します。議案第90号の説明を致します。現在、津山市においては、農地法施行規則第17条第2項の規定により、新規就農を促す事を目的に、市内全域において下限面積を3反に設定しております。

この下限面積については、国からの通知により毎年見直しの議論をする事とされており、この度、審議をお願いするものです。2月の定例会にて意見をお伺いしたところ、通常の農地の権利取得については、現行の3反のままでというご意見をいただきましたので、今回の議案に「本市全域の下限面積を従来と同じ30aとする」と上程しております。ご審議を宜しくお願い致します。

なお、移住における中古住宅に付随した農地の権利取得については、下限面積の引き下げ特例について先月検討して頂いており、来月の総会の場にて継続のご協議いただく事としております。

日 笠 会 長 はい、そういう事で今説明しましたように、従来通り下限面積は3反いう事で承認いただきました。

* はい。

日 笠 会 長 はい、それから今言う特例の件は来月案を書いてまた協議してもらいますけん、それをお願いします。そういう事でよろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

今度は報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてお願いします。

事 務 局 はい、失礼します。告第19号について説明します。議案書のページは38、39ページです。

今回は、相続によるものが3件19筆となっております。届出があった農地の内1-1、1-3については、一部無断転用の農地があったため、適切な手続きを取るよう通知しています。その他詳細は議案書のとおりです。

報告第19号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。それでは議員の皆さんの方から議案について何かありませんか。

太 田 会 長 代 理 突然なんですけど、会長職務代理宛に本日12日付で、日笠会長から辞表が出されておりますんで、その事について協議をしていきたいと思っております。会長、一言ある。

日 笠 会 長 色々な先月から皆さんに迷惑掛ける事が多かったんで、私も責任取らんといけん

*
太田会長代理

思いまして、辞表を出しました。よろしゅう審議をお願いします。

《 日笠会長、退室 》

審議していただく事は、辞表を受けて、会長職を退いていただくかどうかという事です。受け取れんのであれば、引き続きしてもらいをお願いするとか、それも今2つ言ったような事が叶わないようであれば、会長も会長代理も改めて決めにゃあいけんようになるから、その事についてご意見をいただきたいと思います。

池田委員
太田会長代理

何があるん。

何言われても、まあその審議が、それは僕、代理も同じなんですけど、滞ったりした事や、他の方々からもご意見をいただいたとかそういう風な事も聞いてますけど、ご意見はご意見で、個人的にはちょっと前に聞いたのは、先週の終わりにちょっと話をさせてもらったんですけど、まあ取下げはしないで皆にお諮りしてくれいう事なんで。

池田委員

ええがな、上は上でええがな。まだ出たばかりなんじゃから。やっとりやええがな。

大山委員
池田委員
太田会長代理

辞任理由がはっきりしたのはどんな事ですか。

まあそりゃあ、あるのはあるんじゃないやろ。それを聞こうで。

特に誰が辞めえとかそういう風なのはなかったようですけど、まあ本人がそういう風に思われたいう事です。そういう風にいうか、辞めたいと。直近の事ではまあ、先月でしたかね、例のがちょっと滞ったいうんか、それは同じ責任だと思っんですけど、それはちょっと言われてましたけど。僕個人的にはまだ1年も経ってないんじゃないから引き続きしてもらやあええと思っんですけど。特に不祥事言うたら変ですけど、そういう事があつた訳じゃないし。

池田委員
小串委員
太田会長代理
小串委員
太田会長代理
井家上委員
小串委員

ならそりゃあやってもらやあええが。

滞ったいうのは先月の定例会ですか。

そうです。

あれは議論しただけであつて、農業委員会としては恥ずべき事じゃないですよ。

そうです、そうです。

しっかり話が出来てよかったじゃないですか。

違いますか。私覚えてるのは2時半頃から5時半過ぎまであそこまで議論した事の何が問題あるんですかね。

太田会長代理
小串委員
太田会長代理
小串委員

そうです、そうです。そういう風に僕も言うんですけど。

あの議論せずに、簡単に通す方が問題違いますの。

そう思います。

何も恥ずかしい事じゃないですよ。18人中11人が賛成して許可した訳ですよ。で、あれだけ審議してやってる事の何か恥ずかしいですか。

太田会長代理
小串委員
山下委員
松尾委員

んでまあ特に会長が賛成とか反対に持って行った訳でもないし。

そんな辞められる理由は。

特に問題はないと思っんですけど、本当。

問題ないと思っますよ。かえつて勉強になつてええと思っました私は。先生も言つてくれたりして。

井家上委員
太田会長代理

色んな事がわかつてね。賛成、反対じゃなくつて良い会議ですよ。

他にも僕らには言えれん心の中の問題もあるかもしれんけど。じゃけん、お願い言うたらあれなんですけど、引き続きしていただくように。

高山委員

もう既に日笠会長のとこの推進委員さんが辞職されて欠員なつとるわけですしね。

太田会長代理
高山委員

いやいやいや、農業委員は続けられる。

いや、推進委員さんが欠員なつとるわけでしょう。それを会長が兼務されてるいうような。ベテランだからそれでやれるんであつて、ここでまた新任の方がいう事になると、到底その。

太田会長代理	いやいや、農業委員は続けられる。
井家上委員	会長職をね。
高山委員	あそういう事。
太田会長代理	3区はお一人だけ、もしあれだったら、もう本当に農業委員は辞めないという事ですから。
	《 口々に発言 》
太田会長代理	だから結論的に、辞表を僕が受け取ってええかどうかという事です。代理宛に出とんで。
事務局	同意を皆さんがするかって事です。
太田会長代理	そうそう。受け取るいうんか、それに従ってええかどうか。
小串委員	あの、私時間があつたんで安来市の研修会に出させてもらったんです。で、その時安来市さんの方が言われたのが、不許可にするような案件が上がって来ない。そんな事ここ数年聞いた事がありませんって言ったんですよ。この津山では不許可にした事ありますよって言って。それだけこの農業委員会っていう組織がきちんと働いてるって事なんですよ。
	皆さん、こんな事言ってなんですけどね、覚えてらっしゃるかどうか。たぶん日笠会長は覚えてると思うんですよ、もう長いんで。岡山市の農業委員がお金をもつらって贈収賄事件で上げられた事があるんですよ。平成21年に。
太田会長代理	そうですね。
小串委員	ありますね。だから、農業委員会があれだけこう議論して、ちゃんと結論を出したっちゃう事を誇りに思わなきゃ駄目です。で、それを許してくれたのは会長さんでしょ。別にあの時お前はもう後ろで黙っとけ、もうお前らええから、というような事は全く無かったですよ。
	だから、私の感覚から言えば、言いたい事言わせて頂いて、松岡さんが体調不良で居なかったものですから、なお私以外に言う者は居ないという事で言わせてもらったんですけど。会長さんがお辞めになる理由は無いんじゃないですかね。滞ったとかいうのもたまにはいいんじゃないですかね。
太田会長代理	まあ滞るのは僕の表現なんで。
山下委員	滞った訳でもないし、ええ話が出来たと思います。
池田委員	もうええがな。やるもんもおらんやろ。
事務局	よろしいですか。会長職の辞任についてなんですけども、これは農業委員会等に関する法律第13条第2項に規定されております。会長は正当な理由がある時は農業委員会の同意を得て会長を辞任する事が出来るとされております。従いまして皆さん今議論をされとったんですけども、最終的にこの辞職願いがここに今ちょうどここにあるんですけども、これについて同意をするかどうかという事について、一番良いのは決を取ってもらうのが良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。
三谷委員	同意しません。
岡田委員	同意しない。
山下委員	受理しません。
太田会長代理	それでは、受理言うんか、この事に同意するというのは辞めて頂くという事なんで、同意しない、どっち聞いたらえんかな。
大塚委員	ちょっとその前にええか。
太田会長代理	はい。
大塚委員	あのまあ、今色々会長が最後に、色々議事の停滞をしたんでいうて一言言われて外に出られましたけども、議事が停滞したという。私もまだなって半年くらい程ですからよく分からないですけど、停滞したという意味がよく分からない。今小串委員も言われたように、前回論議したのは農業委員会として当然の議論をした訳であって、あれがその場で終わらずに後になろうと、どうなろうと、農業委員会にかけられた案件について皆さん方のご意見を聞いて、色々論議するというのは、これ

は農業委員会の本来の姿であって、あれがどうだこうだ、あるいは取下げになった
どうのってというのが責任に感じるというのは、会長のちょっと考え方がおかしいん
じゃないかと思います。それで責任を感じられるんなら、我々農業委員も全てここ
に居られる方も責任を取らなければなりません。会長と同じように責任を取らなけ
ればなりません。けどまあ、会長職ですから色々と色んな多忙な中で、会長と代理
と2人でやられるのが、もし今後とも問題があるとするならば、例えば、1区から
8区までであるので、その中から、まあこれだけの人数ですけど、何言うんかな前回
やられとったのは何委員。

太田会長代理
大塚委員

運営委員会。

あ、運営委員会。そういった形のものも作って会長の職務も若干でも緩くとい
うか、色んな外野からの声を皆で示して、いつもいつもこういう形では出来ないの
で、そういったものも設置するという事も含めて私は会長の受理する事については
全く反対ですのでその辺も含めて取られたらどうかないう風に思います。以上で
す。

太田会長代理

大塚委員の方からもご意見いただいたんで、僕自身も運営委員会が以前はあつた
んですけど、農業委員会の推進委員さんも出来たりして、19人になったりして見
送っていたんですけど、それも地域の事や考えながら、前向きに出来るように検討
していく事も含めて、報告いうんか、まあ皆さんに最後はご意見いただくように
なりますけど、お願いしたいなと思います。

そんで今日の辞表の結論として受理出来ないという方は、挙手をお願いしたいと
思います。

*

太田会長代理

《 全員、挙手 》

それじゃあ全員いう事で。

*

太田会長代理

《 日笠会長、入室 》

それではね、皆さんに協議いただいて、辞表は受理出来ないという事になりました
。それで、運営委員会も含めて皆さんで考える、議論するという事は、この間の事
も、先月の事も含めて、議論するという事は大事な事ですから、それに対しても
っとよく意見を、運営委員会を作ったらどうだっという意見をいただきましたんで。

日笠会長

誰がしてもな、運営委員会せなんだらこないだのような事があって、座ったまま
で悪いんですけど、僕もこの間の議案には泣きました。相当な電話がありました。
委員の方も僕も事務局で一旦いけんかったものをゴリ押しをせなんだじゃなんか
わからんけども、圧力をかけんようにしてもろうて、これから協力してもらわにや
いけんと思う。これはなあ先月泣き言じゃないんですけど、私が1人決めよう
るようにいうて電話があつて。

小串委員

それは誰からだったんですか。

日笠会長

わからんのか。録音するのを買いに行ったけどね。

小串委員

私には無かったですよ。お前だろう反対したのはというのは。

日笠会長

それでな最近、長ごうなりますけど、非通知で電話受けた事ないんじゃけど、非
通知で8日の日かな、3回掛かってきたけん、私はデオデオで買うて来たんじゃ、
マイクの付いたの買うてきて、こうすりゃええ思うて、そしたら掛からなだけで
。私が1人決めようるように言われるけんなあ。こりゃあ前からじゃけどありま
す。私はこりゃあいけんいうのは事務局に相談して、ここへ入る前に聞いて、ここ
はこういう事情があるけんいけんじゃないかいうのを聞いてまあやりようります。
そうすると私が1人で決めようるように思われるんじゃろうな。そら電話受けて
みなさい大変なんじゃけん。それでもまあ、どうしてもやらにやあいけんいう事
なら、つまらんなりにも、皆さんにも協力してもろうて続けにやいけん。

池田委員

宜しく頼みます。お願いします。

日笠会長

ほんなら私の方からちょっと、職務代理言われたように、運営委員会を作つて
な、運営委員会でせなんだのが悪かったんじゃ初めに。運営委員会を。運営委員会

を作って、4、5人でな。してそれに関してまた考えてもらうけど、ここではもう一応受けた以上はありましてな、どっちを取りやええかじゃな。判断する事もないじゃろう。そこでまあ5～6人の委員をこしらえてもろうて、それで運営委員をすれば、この間のような事でも運営委員で対応出来るんじゃ、と思いますわ。そうしてもらいたいと思います。お願いします。当然な、自分の判断ではどねえにもならん、と思います。私についてはね。どうでしょうか。

池田委員長 そりゃあるんなら考えようや。

日笠会長 そうせんとな、出てきた時にどねえせえいう事になる。じゃけ早うにこしらえてもろうて。

長森委員長 次回までに考えたらえんじゃないですか。次回までに。

日笠会長 ほんならどうしようもねえわ。まあその事は早うにお願いしますけん。楽でしょう、5、6人でな、会長と職務代理と小申さん入れてもろうて、もう3人ほど考えてもろうて、したらええと思うんじゃ。そりゃあほんまこの前のはきつかったんじゃ。まあそういう事で、ほんなら下手なりにも続けさせてもらいます。

*
日笠会長 < 拍手 >

日笠会長 その他ですが、ほんならまた嫌味を言います。この前の確約書、どこが受理しとるんじゃ。

事務局 確約書ですね。確約書、事務局に提出された物を受理して受け取りました。

日笠会長 何じゃあ言うたかな。ちょっと読んでくれ。ありや問題じゃけんあ。ちょっと嚴重なのを取れ言うとするんじゃけ。

事務局 中身については元々の申請の方が4月末に完成という事で予定を出しておりましたので、顛末というか、すいません確約書の方の中身の方も、4月末までに必ず完成させますという事を約束したものとなっております。

日笠会長 正式な物を持ってこいと言われれば、ちょっと休憩をいただいて、職場まで取りに行かせてもらいます。

日笠会長 ほんなら読んでもらわんでもええかな。

*
日笠会長 よろしいです。

事務局 ほんならそれでよろしい。それから次、事務局からもう1つお願いします。

事務局 失礼致します。私の方から、津山市都市計画審議会委員の推薦についてご審議頂きたいと思います。これまで、都市計画審議会に農業委員会から日笠会長が出席されましたが、3月31日で任期満了する事に伴い、津山市農業委員会へ、1名の推薦依頼が来ております。任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となっております。推薦して頂きます方につきまして、ご審議頂きますよう、お願い致します。

日笠会長 農業委員会から津山市都市計画推進委員会に1人推薦するという事になつとる。一応会長いう事を出ようりましたけど、これは皆さんの推薦のやつでせんといけんのんで。決めてもらいたいと思います。

大塚委員長 引き続き会長出てください。

日笠会長 ほんなら今まで通り出てもええかな。ほんならそうさせてもらいます。それでえかな事務局。

事務局 はい、ではそのようにします。

日笠会長 はい、では次の連絡事項。事務局

事務局 はい、事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の4月の定例委員会ですが、4月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の4月の定例委員会ですが、4月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。先に推進委員も参加して頂く、平成30年度総会を開催します

事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございます。

長 森 委 員
日 笠 会 長
長 森 委 員
日 笠 会 長
長 森 委 員

ほんならしつこいようなけど、下限面積の特例の分な、これは一応年数は皆さんに聞いて入れりゃあえけど、一応原案いうのをして、お願いします。これでほいなら済んだな。

はい、委員長ちょっといいですか。

はい。

その他で、2点程お願いしたい事がございます。よろしいですか。

はい。

2点ございまして、1点でございますけど、先程会長さんも言われてましたけども、今度は事務局の皆さんにお願いなんですけど、難しい案件につきましては多分相手と協議を取られとんじゃ思います。私も実際見ましたけど。ところがですね、おそらく記録は何も取られてないと思うんです。みやすいところから、グレーゾーンもあったり、色々あると思うんですけど、これから農地の問題、非常に3条、4条、5条につきましても難しい問題出てきとりますので、極力ですね、事務局の皆さん事務があつて大変だと思いますけど、相手はなにせ農地法を知らん人もおられますので、自分勝手好きな方に解釈をして持ってきますんで、役所が言うてきたのに違う言うたられますんで、我々も協議録が無いとなかなか判断しようがない場合もございまして、大変ご負担にはなろうかと思っておりますけど、極力ですね指導の内容等ですね、ぜひ協議した内容を文章に起こしていただいて、経過等が分かるようにしていただきたいと思っておりますが、宜しくお願いします。

もう1点でございますけど、これはまあおそらく事務局が用意されとんじゃ思いますけど、来年度4月、今回は市長も変わりました、今回の市長は農林部作るとか非常に農業に力を入れられとるように見えますが、市長の思いをですね、農業委員会に対する思いも、是非お聞きしたいなと思っておりますので、色々市長さんもお忙しいところでございますから、4月以降極力近い定例会の場ですね、市長の思いをお尋ねしたいと思っておりますが、皆さんもご賛同していただきますように、以上でございます。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
長 森 委 員
日 笠 会 長
事 務 局

はい、ありがとうございます。市長がこの席に来ていう事でええかな。まあ忙しかろうけどそれは言うてみます。

お願いします。

この間津山朝日に出とったもんじゃけど、3条の特例の分だとか、これを議会でとったと思います。農業委員会としてもそういう事も、トップが誰になろうと考えとりますというて市長がうち来られましたけん、その時に話しました。

先日3月5日ですか、定例の市議会の中で市長の方で、谷口市長の方ですけども、答弁の中でおっしゃっておられます、ちょっとここの新聞の記事を読まさせていただきます。朝日の夕刊なんですけども、「農業委員会と足並みそろえる」という題名で、谷口市長が、先日の農業委員会で移住者が空き屋を購入し定住する場合は、その空き屋に付随する農地に限り、下限面積を緩和するとの協議を行うなど、担い手不足への対策を進めていると報告を受けている、市としても農業委員会と足並みを揃え、担い手不足の問題に取り組んでいきたい。と答弁しております。これはですね、政岡議員の方から、空き屋に付随する農地取得の要件緩和の考えは。というように市長に聞かれた時に対する答弁でございます。2月10日の定例会におきまして、推進委員さん、農業委員さんの協議の場で、今後空き屋バンクを利用した定住促進という名の下に、バンクを利用し、空き屋を購入し、その付随する農地を、まあ小さい農地ですけども購入する場合については、その都度下限面積について協議し認めていく方向も今後協議していこうという事になっておりますので、その件について谷口市長が答弁したものです。先程、事務局の方も申しましたけども、空き屋バンクに付随する農地、一部の特例の考え方ですね。やはりある程度要件を絞っていかないと、何でもかんでもいう訳にはいかないと、その考え方については要項なり要領なりという形で、4月10日の総会の場で事務局の方か

日 笠 会 長

からお示し出来るように、定住促進の担当課とも協議を重ねていきたいと考えておりますので、また4月10日にはその件についての協議の方宜しく願います。

そういう事でまあ、協力していけばええと思うんじゃけど僕は。よそにも例があります。岡山県で2カ所くらいかな、あります。そういう事で来て言われるんですけど、私はもう研究しようとして、そんな市長にも言うとります。無条件いうても一応、営農計画と何年間いう書きものをしてもらうようにせんといけん。期限を何年間いうのを決めるのは皆さんと協議せな出来んのんですけど。それから、先になつて言うたらいけんのんじゃけど、した時の条件いうものをうちは付けさせてもらうんじゃけど、何年間いうものは転用出来ませんいう事もつける、条件はいう事で市長に言うたら、そりゃそうじゃなと言よりました、雑談ですけどな。そのくらいの事は言うて話しました。そうせんと悪用するもんが出てくるけん。その点だけは押さえるようにしとかんといけん思うで。そういう言うたら、まあ研究してみてくれいうて言われようりましたけん。ひっさおったんじゃないですけど。この間話をしました。先私私が持ってこれはどうじゃいうて話をした訳じゃありません。そういう事で、宜しく願致します。 皆さんこの下限面積とか、期限とか何年くらいいうんとか、どういう条件付けるのかとか考えてみてください。願います。

ほんなら済んだかだいたい。ほんならもう事務局から連絡事項ありませんか。議事は終了でよろしいですか。

*

日 笠 会 長
事 務 局

はい。

その他の連絡事項いう事でよろしいですか。

はい、すいません、失礼します。議案書と一緒にお配りしておりました農業委員会委員様という事で、総会の時にお配りしております。これの中にあります、活動計画や目標、今年度の反省ですね、それと来年度に向けた活動の目標をまた3月15日までをお願いしておりますが、今日持って来られた方がいらっしゃったらこちらの方をお願いします。

宜しくお願いします。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。皆さん、入れとるの持って来とる方は、ここへ出して行ってください。願います。

太 田 会 長 代 理

ほんならこれをもって終わらせてもらいます。

失礼します。本日の定例会お疲れ様でした。今日も色んな意見や審議、突然の議案も出ましたけど、ご審議いただきありがとうございます。

それではご起立をお願いします。それでは定例会を終わります、礼。

*

ありがとうございました。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ない事を証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
